

# 二度と同じことが起きてほしくない!

J R西日本 上司からの性暴力  
加害者上司と会社を訴えた

## 森崎里美さんのたたかいの記録



発行 里美さんの裁判を支える会

表紙デザイン：satomi

## はじめに

森崎里美さん（兵庫県 現在 38 歳 以下里美さん）は、脳性まひの障がいがあり、J R西日本の障がい者雇用枠で 1 年契約の契約社員として働いています。

J Rは 2012 年 3 月 31 日で雇い止めを通告。10 ページ参照。

2007 年 11 月、勤め先の J R西日本姫路鉄道部の上司から、性的暴行を受け、加害者である上司 A と会社の責任を問うために裁判をたたかっています。

里美さんは、「自分と同じような被害に、誰もあってほしくない」という思いで、自らの顔と名前を公表し、事件を社会に問う道を選びました。

このパンフレットは、こうした里美さんの強い思いを受けて、里美さんの被害の実態と、これに対する会社、警察、裁判所のあり方を、多くの方に知っていただき、里美さんを応援していただきたいと作成しました。



## 最高裁判所への「上申書」に、ご協力ください!

里美さんの訴えた裁判は、現在、最高裁への上告および上告受理申立が認められるかどうかの緊張した局面にあります。

里美さんの裁判を支える会では、最高裁判所に上告を受理してもらえよう、たくさんの方の声を集めたいと、「上申書」運動を始めました。

性暴力被害を告発すれば、被害女性の側がせめられるような現実があります。これは裁判の上でも例外ではありません。被害女性からの訴えを「証拠がない」の一言で切り捨てたり、抵抗できなかったことを「同意があった」としてしまふ、偏見に満ちた判決があとを絶ちません。

そんな中、勇気をもって事件を告発した里美さんの裁判の勝利は、性暴力事件をめぐるこうした現状を変える大きな力になっていくものと信じます。

このパンフレットを読んで、ぜひあなたの思いを最高裁判所宛に書いてください。どうか、よろしく願います。

上申書は、メールでも受け付けています。

11 ページに、控訴審判決の問題点を表にしてまとめてあります。参考にしてください。

## 森崎里美さんの被害とたたかひの経過 2012年3月現在

2006年 2月 1日	J R西日本神戸支社 姫路鉄道部入社
2007年 11月 22日	社内主催のかにカニ旅行参加。係長Aからセクハラ行為を受ける。解散後「話がある」と誘われ、酒を飲まれた上ホテルに連れ込まれ、剃刀を手にしたAに性的暴行を受ける。
23日 pm	Aは、朝まで暴行を繰り返した。Aに、電話で謝罪を求めると「なかったことにせいや」「会社に言ったらお前の契約更新もないぞ」と脅される。
12月 6日	ヘルパーと共に心療内科受診。核心は言えなかったが、セクハラ的事实はDrに言う。 事件後もAは、「誰にも言うな」と繰り返し、性的関係を強要同時に、Aは周囲に交際をほめかし、事件をごまかそうとする。
2008年 3月 26日	雇用継続契約更新。 この前後から、Aによる監視とも思えるつきまといを受け、精神的に疲れ果てていく。
4月 17日	極度の精神的疲労と、Aへの怒りからリストカット。
5月 3日	会社は、Aから事情聴取。( 控訴審の中で判明)
6日	意を決して事件を会社(工務科長)に話す。
9日	セクハラ相談室から第1回聴取 部長同席。セクハラ相談員と部長は、「Aとつきあっていた」というストーリーを認めさせようとする質問に終始。部長は「男女の問題」「2人で解決を」と繰り返す。
9日	姫路警察へ被害相談。
23日	セクハラ相談室から第2回聴取 J R西からは3人出席。 「逃げなあかんとこで逃げてない」「串カツとあなたの身体とどっちが高い？」等の質問を笑いながら繰返される。 P6参照
6月 18日	過労とストレスで入院。
26日	退院。その後、自宅療養に入る。
7月 15日	職場復帰。
17日	「セクハラ的事实は無かった」とセクハラ相談室室長から口頭通告。 この間、社内での執拗なイジメ。警察からは再三電話があり、繰り返し示談を迫られる。
2008年 10月 20日	第1審たつの地裁に訴状提出。21日訴状受理。 社内でのイジメが激しくなる。
2010年 6月 4日	第1審たつの地裁判決。客観的な証拠がないと地裁は訴えを退けた。
2010年 9月 21日	控訴理由書提出。
2010年 11月 4日	控訴審第1回口頭弁論 同日支える会結成 途中、裁判所から和解勧告を受けるも決裂。
2011年 11月 4日	大阪高裁判決。内容は一部勝訴。しかし、J R西の責任は問えず。
11月 14日	最高裁へ上告。
2012年 1月 18日	上告申立理由書、上告受理申立理由書提出。
2月 29日	J R西日本神戸支社より、3/31をもって雇止めの通告。

## 契約社員として男ばかりの職場で働くことに

里美さんは、生まれつきの脳性まひで四肢に不随意運動の障がいがあります。

子ども2人を育てるシングルマザーでもある里美さんは、得意なパソコン入力能力を生かして、子どもたちのためにも働こうとしますが、障がい者の就職は厳しく、100社受けて全部だめ、という状態でした。

そんな中、友人の付き添いで偶然行った職安で、J Rを紹介されて面接を受けたところ、J R西日本神戸支社に、障がい者雇用枠での採用が決まりました。

2006年2月、J R姫路鉄道部の総務課に1年契約の契約社員として入社。しかし、会社に行ってみると、総務課所属なのに、実際は男ばかりの工務課での事務仕事。最初は、女性トイレもない中での始まりでした。

## 差別が飛び交う職場で

彼女を尊重し、気遣ってくれる同僚もいましたが、職場は、女性差別、障がい者差別の言葉が、当たり前のように飛び交う状況でした。

でも、「障がい者は嫌われたら生きていけない。笑っている」と学校でも繰り返し教えられ、耐え難い言葉に心は怒りでいっぱいになる時も、顔では笑っているというすべを身につけてきた里美さん。やっと手にした仕事を失うわけにはいかないという思いも手伝って、職場にとけ込むために、明るく元気にふるまい、飲み会や職場旅行にも積極的に出るようにしていました。

## 最初の被害 2007.11.22 - 23

入社から1年数ヶ月の秋(2007年11月22日)、里美さんが、J Rのかにカニツアーに参加した時のことです。

かにカニツアーは、J R企画の旅行ですが、J Rは、半強制的に社員にこの種の旅行に行かせて売上げを競わせており、この旅行も社員ばかりの社内旅行でした。





そこには、工務課の係長Aも参加していました。

Aは、いつも「係長の言うことが聞けんのか！」とどなるような人物で、係長であっても人望がなく、唯一言うことを聞くやつとばかりに、里美さんをまるで子分のように扱うような人物でした。呑むとさらに暴力的になる面も見てきた里美さんは、なるべく抵抗せず、機嫌をとるようにしてきた相手でもあります。

そのAが、旅行先の宴会場や電車の中で、酔って里美さんにキスを強要するなどしてきましたが、本気で止める者は誰もいませんでした。

旅行解散後も「話がある」と飲み屋に誘い、さらに身体に触るなどのセクハラをしてきました。里美さんは、なだめたりすかしたりしながらも、「やめてください」と言い続け、なんとかAが「帰るぞ」というので、タクシーに同乗して、うとうとしていると、着いたところはホテルでした。

## カミソリを手に...

里美さんは、障がいもあり、大人の男の手を振りきって逃げることは無理でした。腕をつかまれ、ホテルの部屋に連れ込まれても、なんとかなだめて逃げようと思っていたのですが、Aは「風呂入るぞ」と無理矢理服を脱がし、なんと剃刀を手に持って「剃ったる」と、迫ってきました。

里美さんは、恐怖で抵抗することができませんでした。「不随意運動のために勝手に手足が動いてしまう、大怪我をするかも知れない。抵抗してもみ合いにでもなれば、「頸椎症」の首がどうにかなるかもしれない。そうなれば、身体が一生動かなくなる...殺されるかも知れない...」。そういう恐怖から、里美さんは、抵抗できないまま、身体中の毛を剃られ、さらに翌朝まで性行為を強要されました。

カミソリを持ち、陰毛を剃られるなんて恐怖以外の何物でもありませんでした。そして、カミソリも怖かったけれど、目が怖かったのです。そのときの目をはっきり覚えています。あのAの目は本当に獣でした。笑いながら剃っていた姿はいいようのない恐ろしい姿で、万が一抵抗しようものなら怪我をさせられる、もう逃げられないと思いました。

(控訴審本人陳述より)

## 「誰にも言うな。会社に居られんようになるぞ」

自分の身に起きたことを受け入れられないまま帰宅し、どうしてあんなことをしたのか、Aに問いただそうと電話をすると、Aは、「なかったことにせいや」と言いました。そして、「誰にも言うな。会社に言えば会社に居れんようになるぞ」と脅し、謝ろうともしませんでした。

そればかりかAは、繰り返し「誰にも言うな」と口止めをしつつ、「1回も2回も同じ」と、その後も性交渉の強要をしてきたのです。

こんなことが続き、里美さんが耐えきれず、リストカットしたあと、Aは、里美さんが、誰かに言うのではないかと恐れたのか、今度は、「好きだ」「愛してる」というメールを日に何度も送ってきて、まるでストーカーのように里美さんの行動を監視するようになりました。

里美さんは、悩み苦しみながら、Aに怒りをぶつけ謝罪を求める一方、仕事を失う恐怖と、Aのつきまといから逃れるため、わざとAの機嫌をとるようなメールを送るなどして、何とか一人で「解決」しようとする。しかし、メールとは裏腹に、Aにはまったく誠意を感じることはできませんでした。

Aは、会社で顔を合わせるだけでなく、「どこにいる」「何してる」と何度も連絡してきて、家にまでおしかけてくるようになりました。どこにいても、私は本当に気が休まる時がなく、精神的に追いつめられていました。とにかくこの状態からぬけだしたいと思っていました。

Aに対して恋愛感情があるかのようなメールを書いたのは、Aに同調して、誤解させることが自分の身を守ることにになると真剣に思ったからです。

(控訴審本人陳述より)

性暴力被害者が自衛のため加害者に迎合してみせるのは通常よくあることです。

## 会社への告発。セカンドレイプともいえる聴取



メールでは「愛してる」などと言ってくるくせに、職場では里美さんの障がいをみんなの前で笑い者にするようなAの態度に、2008年5月、ついに里美さんは会社に告発することを決意します。会社は、里美さんから計3回、合計10時間もの詳細な聴取をしました。

この聴取を、里美さんは、念のために録音。音声と書き起こしが控訴審で証拠採用。

里美さんが録音したテープには、JRの上司や、セクハラ相談室の職員の、信じられない発言が録音されています。

2度目に聴取に来た部長は、里美さんの被害の告発を受けて、加害者のAの席を変えるという措置に対して、里美さんが「その措置を受け入れます」といったことに対して「受け入れるやないやろ、感謝しますやろ」と感謝を強要しました。3度目の聴取にあたった男女のセクハラ相談員は、「ちょっとやったら許したる思た?」「自分から抱いてほしいとか言うことはなかったの?」など、里美さんに同意の上の出来事だと認めさせるような質問を繰り返し、おまけに、「あなたは逃げられるところで逃げてない」「周りに人はいなかったの?助けを求めるとかできなかつたの」などと、逃げられなかつた里美さんを責めるような発言までしています。

挙げ句の果てに、Aが口止めするように串カツをおごると誘うので、断り切れず食べに行ったことについて「串カツとあなたの身体とどっちが高いん?」などと、とんでもないセクハラそのものの発言をしています。

下コラム参照

### JR西のセクハラ相談室社員、男性Tと女性Sの驚くべき聴取実態

(2008年5月23日の聴取録音より。あくまで部分ですが、録音された実際の発言です!)

[T] ホテルの入り口までちょっとあるやん。ほんなら、そっから逃げることもできたのに  
(森崎さんは逃げたかったが逃げられなかつたと説明するがなあ...)

[T] 森崎さんも多少、逃げなあかんとこで逃げられてない

[S] まわりに助けを求めるとか、そういうことはできなかつたん?

[森崎] その時間誰がおる? ホテルのまわりに。

[S] いやーおるんかなあとって。そりゃわからんけど。ふいふい(笑っている!)

[T] そりゃわからへんわな。はっはっはっ!

[森崎] それでもやった行為がやった行為やからね。

[T] でも、黙っとくんやろ?

[森崎] 黙っとかなしょうがないという状況にあるでしょう!

(Aに強引に誘われ串カツを食べに行ったことに関して)

[T] 串カツ食べておいしかった?

[森崎] はあ?

[T] ははははっ。いやいや...私(森崎さんのこと)は身体まで出してるやんか。  
串カツとあなたの身体はどっちが高いん?

## 会社は、「そんな事実は無かった」と結論

そして会社は、2ヶ月後、「そんな事実は無かった」と口頭で通告してきました。里美さんの被害を知るヘルパーさんなどの聴取はせず、里美さんの日記の受け取りも拒否したままの結論でした。

警察にも被害を訴えますが、警察は会社の話聞き、里美さんに「訴えを取り下げる」旨の書面に署名するよう繰り返し迫ってくるような状況でした。

里美さんは、2012年3月現在も、被害の訴えを取り下げていません。

## たった一人で裁判に訴える 2008.10.20

会社の誠実な対応を信じていた里美さんは大きなショックを受け、やむにやまれずたった一人で弁護士を探し、2008年10月裁判に訴えます。

1審最後の法廷で、加害者Aは、2007年11月の行為を認め、「その時点で上司と部下の関係でしかなかった」ことを認めました。さらに裁判長は、「恋人でもない人から体毛を剃る等の行為をされることを、普通の女性が同意するとは思えない」とまで発言しました。里美さんは勝利を確信しました。

## 職場でのいじめが始まった

一方、会社への告発と裁判提訴の後、里美さんは、明らかに仕事を与えられなくなり、これまで普通に話していた同僚も、挨拶さえしてくれなくなりました。さらに、「森崎菌」などという言葉で浴びせられたり、使っているパソコンのコードを隠されるなど、様々な嫌がらせを受けました。

里美さんは、同僚に事件や裁判のことを話していませんでした。明らかに会社から悪意のある情報が社員に流されているとしか思えませんでした。

## 一審全面敗訴 2010.6.4

そして待ちに待った判決。しかし、一審判決は、予想もしないものでした。Aとのメールの文面等を根拠に、加害者と会社の「合意だった」等の主張を採用、里美さんの訴えをすべて退けるものだったのです。



裁判所が正しい判決を出してくれると信じて、会社でのいじめに必死で耐えていた里美さんは、本当にショックを受け、体調を崩し、仕事に行くことができなくなりました。

## 支援する会の立ち上げと控訴審の開始 2010.11.4

「何もなかったことにされるなんて耐えられない！」。里美さんは、失意のどん底で、控訴を決意します。

一審の過程で知り合った数人と、何人もの弁護士さんにあたり、あきらめかけた頃、ようやく「やってみましょう」という弁護士さんに出会いました。

もう一度、一審の判決や裁判資料を点検するとともに、新たに、フェミニストカウンセラーの方の意見書や、障がい者問題の陳述書も準備しました。そして、支援する会を立ち上げ、2010年11月4日、第一回の口頭弁論には、法廷に入りきらないたくさんの方が、支援のためにあつまってくれました。



## たくさんの応援に支えられて

支える会発足後、会員は日を追うごとに増え、立ち上げたブログにもたくさんのアクセスがありました。

そして、同じような経験をした方からのメールもたくさんあり、裁判所に公正審理を訴える署名は、8000筆を超えました。毎日とどく署名に、里美さんも、支える会も、本当に勇気づけられました。



裁判の法廷も、2回目からは大法廷になり、全国から、本当にたくさんの方が傍聴に来てくれました。正しい判決を求めるはがきもたくさん裁判所に送られました。



## 控訴審判決で一部逆転勝訴 2011.11.4

そして迎えた控訴審判決。大阪高裁の判決は、加害者Aの最初の暴行の事実を認定し、Aに100万円の損害賠償を命じました。一部ではあれ、里美さんの訴えが認められたのです！

しかし、継続した暴行については、またもメールの文面などを根拠に「その後恋愛関係になった」「同意がないとはいえない」として棄却。会社の責任についても、「勤務時間外のこと」「不適切な対応はあったが、調査を尽くした」と棄却。仕事量の減少は「体調に配慮」との会社主張を採用しました。PTSDについても、「事件について話すことができている」等として、認めませんでした。

## 顔をだして堂々と

里美さんは、自分の顔をだして、自分の受けた被害を、社会に訴える決断をしました。そして「被害者がこっそり隠れていないといけないのはおかしい。私は堂々と生きる。同じような経験をした女性も、堂々と生きてほしい」という里美さんの言葉と姿が、テレビでも報道されました。

この里美さんの堂々とした姿に、改めて性暴力被害者である女性をはじめ、たくさんの方から、「勇気をもらった」「感動した」という声が、数多く寄せられました。



控訴審判決を受けて記者会見

中央が里美さん  
左：島尾恵理弁護士  
右：池田直樹弁護士

## 上告審へ

里美さんは、棄却された部分について、2011年11月14日付けで上告および上告受理申立を提出。最高裁でのたたかいに入っています。

## J Rからの雇い止め通知

そんな中、2012年2月29日、JR西日本神戸支社から、「勤務日数等を勘案し、2012年3月31日をもって、これ以降の雇用契約を更新しない」との通知が届きました。



里美さんは、Aから受けた被害と、告発後の会社のひどい対応の中で、PTSDと、うつ病をわずらい、長期の休業を余儀なくされていました。

里美さんの勤務日数が足りないとしたら、それは、間違いなく加害者Aと会社の責任です。

このような雇い止めは、許すことができません。里美さんは、兵庫県人権擁護委員会に訴え、さらに労働災害の訴えもしてたたかっています。

\*\*\*

「性暴力被害者が堂々と生きられない社会はおかしい」と、顔を出し、社会に訴えた里美さんのたたかいは、多くの性暴力被害女性に大きな勇気を与えています。最高裁でのたたかい、不当な雇い止めに対するたたかいは、さらに大きな支援を、心からお願いします！

## 控訴審(大阪高裁)判決の問題点と、最高裁争点のまとめ

1審(たつの地裁)判決は、加害者の「合意だった」との主張を採用、里美さんの請求をすべて棄却

### 【一部逆転勝利の内容】

#### 加害者Aの最初の暴行の違法性を認定、100万円の損害賠償を命じた。

「...重い障害があって抵抗することが極めて困難な控訴人に対し、同被控訴人が控訴人への深い愛情をもって本件性交渉1に臨んだのではなく、性的欲望の赴くままに性欲のはけ口としてこれらの所為に及んだと認めるのが相当であって、これに反する被控訴人Aの原審本人尋問における供述や陳述書の記載は信用できない。」(判決文より)

やっと得た  
当然の判断

里美さんは、PTSDを抱えながら、必死に被害を訴えました。そうしないと裁判になりません。この判決を認めるなら、被害者は告発の権利を奪われます。(島尾恵理弁護士)

### 【判決の問題点 = 最高裁での争点】

#### (1) PTSDを否定

しかしPTSDについては、「恐怖心」を原審法廷で供述していない、会社の聴取等に対して、心理的抵抗を感じている様子もなく被害状況を話している、という理由で認めず。

#### (2) 継続した性行為の強要については、棄却

事件後の一見親しげなメールの文面や加害者が里美さんの家に来て性行為を強要していたこと等を根拠に「最初の暴行とは条件が違う」「恋愛関係になった」「同意でないとはいえない」と判断。

#### (3) 会社の責任は、いっさい認めず。

勤務時間外のことであるから会社に責任はない。セクハラ相談室の「控訴人の人格を軽視する不適切な発言がみられる」が丹念に必要な調査をした。パンフレットや研修などでセクハラ防止の啓発はしている。職員のいじめ発言は「悪意かどうか不明」。仕事量減少は「体調に配慮」との会社主張を採用。

「レイプ犯と恋愛」なんて、AVの世界に毒されてる男の価値観そのもの。「1度目がレイプなら2度目もレイプなんです!」(あるセクハラ被害女性の声)

社内旅行での行為なのに?! 上司と部下は社外でも同じ! 「人格軽視」といって何で許されるの! ちゃんと研修したらこんな事件はおきない! いじめが悪意でなくて何? 社員の態度は上部の意向です。

## 里美さんの裁判を支える会の会員になってください!

会員：里美さんの裁判を応援したいと思ってくださる方なら、どなたでも!

代表：奥村年美、会計：高見元博。そのほかぜひお手伝いをお願いします。

連絡先：〒561-0832 豊中市庄内西町 2-12-22 奥村方

電話：奥村 090-9718-1139 高見 090-3054-0947 (出ない時は留守電へ)

メール：[satomisaiban@yahoo.co.jp](mailto:satomisaiban@yahoo.co.jp) ブログ：「**里美ドットコム**」で検索可

活動 里美さんの裁判の勝利のためにできることをします。

あらゆる方法で、里美さんのたたかいを拓けます。

最高裁への上申書を集めます。

相互連絡など：

月に一度程度、出席できる方で、会議をもちます。

日常的には、メールやFAXにてお知らせや意見交換をします。

その他、ご意見があればお知らせください。

会費：一口 3000 円(年会費)。無理な方は、少額でも結構です。

会費はニュース発行費用等をのぞき、主に裁判費用の支援に使わせてもらいます。

下の口座に会費を振り込んでください。同時に、下の連絡先に、お名前、ご住所、

振込口数など、メールもしくは郵送にて送ってください。

## 裁判費用のカンパをお願いします!

裁判の費用をみんなで支援したいと思います。年に1回の会費だけでは、まだまだ

足りません。ぜひ、カンパをお願いします!

**会費・カンパは以下の口座までお願いします。**

郵便振替口座番号 00940-3-171194

名称 里美さんの裁判を支える会